

## 徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

### 1 日 時

令和5年1月20日（水） 午後3時から午後4時30分まで

### 2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室 及び Web

### 3 出席者

＜委員＞ 委員17名中13名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

岩下佳代委員，奥嶋政嗣委員，尾崎澄子委員，尾田幸運委員，岸史郎委員，齋藤恵委員，西山成実委員，林紀子委員，板東美千代委員，本仲純子委員（部会長），山中亮一委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

井原まどか委員，寶木由起美委員

＜事務局＞

久米危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長，相原環境管理課長 ほか

### 4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議

- ・瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画について
- ・令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

（4）閉会

《配付資料》

会議次第

出席者名簿

配席表

- ・資料1-1 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（概要）
- ・資料1-2 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）
- ・資料1-3 計画に関する意見への対応等
- ・資料1-4 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）について（説明資料）
- ・資料2-1 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要
- ・資料2-2 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）
- ・資料2-3 令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）について（説明資料）

### 5 審議

#### ■議事概要

**【事務局】**

ただいまから、徳島県環境審議会第4回生活環境部会を開会いたします。

本日は、今般の新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、会場とWeb併用での開催となっております。

本日の出席委員は13名であり、当部会の委員数17名の過半数が出席されておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事も録音いたしますので、御了承ください。

それでは、はじめに、危機管理環境部 グリーン社会統括監兼副部長 久米より御挨拶を申し上げます。

**【久米統括監】**

(挨拶)

**【事務局】**

ここで、本日の会議資料の御確認をお願いします。

(会議資料の確認)

**【事務局】**

それでは、審議に移ります。

本日の二つの案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行については、徳島県環境審議会運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長として、議事を進行いただきます。

それでは、本仲部会長、よろしく願いいたします。

**【部会長】**

部会長の本仲でございます。これから、議事の進行に当たりまして、委員の皆様方には、審議に対する御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

まず、議題1「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(説明)

**【部会長】**

どうもありがとうございました。

ただいま、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」について、計画変更の背景、県計画作成の経過状況、それから計画の概要等、丁寧に説明していただきました。

ただいまの事務局からの御説明に対しまして、何か御意見とか御質問はございませんでしょうか。

#### 【委員】

二点お伺いします。まず一点目が瀬戸内海環境保全基本計画の変更に合わせて、今回、徳島県の計画も変更するという事で、瀬戸内海環境保全基本計画が変更したときの趣旨をある程度踏まえながら反映させていくことが重要だと思います。その中にですね、「季節ごとの視点を持ちましょう」とか、あとは「瀬戸内海地域全体で連携しましょう」ということが新しく入ってきているのかなと思っております。この点について、おそらく今回の計画の中に随所に含まれていると思うんですけども、お話を聞いている中で、それがどこに入っているのかなってわからなかったのを教えていただきたい、もしくは、この計画の中でですね、もう少し、この変更に対してはこういうことをやってます、新しくやりますというふうな、表形式での表示をしていただければありがたいなと思っているのが一つ目になります。

もう一つはですね、5年ごとに点検をするということですが、その点検の方法についてお伺いしたいと思います。現在、特に目標値などは設定されないということだろうと思いますので、そうなりますと、何か数値の変化があるけども、それをどう解釈するのか、よくわからないままで点検をしまいそうところが、ちょっと不安に思っております。それで、この計画の中でそのような物を示すべきなのか、それともそういうのはなく、5年ごとにそのときの状況を見ながら判断するのかということ、私、まだ入ったばかりなのでわからないんですけども、少し点検というものがどういうものなのかということについて、追記いただいておりますと安心かなと思いますので、このあたりも御検討いただければと思っております。全体的な内容についてはすごく良くなったなという感じがたくさんありますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。以上です。

#### 【部会長】

連携のことと、それと数値をどういうふうに評価するのかお願いします。

#### 【事務局】

指標については、御指摘のとおり数値目標というのはここでは掲げてはませんが、現行の県の行動計画というのがございまして、その中で数値目標が設定されている指標もございまして、そちらについては、県の行動計画と整合性をとりながら、進捗管理をしていきたいと考えております。ただ、数値目標という設定がそもそも適さないようなものもございまして、そういったものについては実施事例がどういったものかというように内容で評価していきたいと考えております。また、数値が単に増加するのがいい、減少するのがいいとか、そういったものでは評価できないもの、例えばクロロフィルの濃度であったり、河川流量がございまして、そちらについては、数値の変動、推移の方を把握していきたいと考えております。今回お示した指標については、毎年その数値であったり、内容について把握して、進捗について今後、湾・灘協議会、環境審議会でご報告、そして御意見を伺いたいというふうに考えております。

また、国の基本計画の変更の内容が、県計画のどこに反映されているかという御質問をいただきました。季節ごとの栄養塩類管理につきましては、基本施策を示しました46ページの22行目から24行目に、「栄養塩類の管理に向けた取組の推進」というところで、「海域別・季節別の栄養塩類濃度の管理に向けた取組を推進する」としておりまして、こちらは施肥や旧吉野川での下水処理場の増加運転というのが、冬場養殖漁場で養殖をする時期を中心に実施しているというところで、季節別という表現を書かせていただきました。

また、瀬戸内海地域全体でどのように連携していくのかという御質問につきましては、基本施策の55ページに「(1)瀬戸内海関係府県等との連携」というところで書いてございます。徳島県が参画しております、瀬戸内海環境保全知事市長会議であるとか、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、瀬戸内海研究会議、関西広域連合等を通しまして、関係府県や大学、研究機関とも連携して、意見の交換、情報共有などを行い、環境保全の普及啓発を図っていこうというところですよ。以上となります。

【委員】

よくわかりました。ありがとうございました。

【部会長】

よろしいですか。その他、何か御意見ございませんでしょうか。

【委員】

海岸関係の事については、海岸保全基本計画というのが多分県にありまして、そことの整合性というかですね、そことの連携もいるのかなと思いますが、海岸保全基本計画を見ますと、海岸ごとにある程度エリアを区切ってですね、そこで防災を先にやるのか、環境保全を先にやるのか、目標設定を場所ごとに分けておりますよね。今回の徳島県計画についてもですね、そういうふうな形で、ここの場所についてはこういうことを優先してやりますみたいな、そういう視点があってもいいのかなって思ったのですが、このあたり、もし御検討されていたり、御計画があったら教えていただきたいのですがいかがでしょうか。

【事務局】

県の海岸保全基本計画との整合性について御質問いただきました。今のところ、特にこちらの計画と整合性を図っていくというところまでは検討してはいないんですけども、地域ごとに何が最優先されるべきかというのは、特色があると思いますので、そのあたりは踏まえて、ここでは生物の多様性の保全をしていきたいであるとか、こちらについては、もっと水を綺麗にしていきたい、またここについては、栄養塩をもっと豊かにしていきたいとか、場所、場所によって、目標というのは変えていきたいなというふうには検討しているところですよ。

【委員】

前回、政策間のシナジー効果が図れないかみたいな話をしたんですけど、そういうところがあるのかなと思っていて、別個、動いてるんだけど、同じ場所に対しての話なので、そういう他の計画とうまく連携しながらやっていただくとありがたいと思っています。

すので、引き続きよろしく申し上げます。以上です。

【部会長】

どうもありがとうございました。その他何かございませんか。よろしいでしょうか。いくつか御意見が出ましたけれども、当部会では報告をまとめる必要がございます。事務局から、「報告（案）」を提示させていただきます。それでは、事務局で「報告（案）」を朗読してください。

【事務局】

（「報告（案）」朗読）

【部会長】

「報告（案）」を朗読してくれましたけれども、これにつきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

【部会長】

特に御意見はないようですので、本案を部会報告とすることでいかがでしょうか。

【部会長】

異議がないようですので、本案を持って部会報告とさせていただきます。

なお、私が徳島県環境審議会の会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定によりまして、当部会の決議を環境審議会の決議として知事に答申したいと思います。

【部会長】

また本日、承認いただきましたが、この内容に、もし微修正が生じる場合がございます。その場合の対応につきましては、私、部会長に一任させていただくということによろしいでしょうか。

【部会長】

ありがとうございます。では異議がないようですので、そのように対応させていただきます。

【部会長】

続きまして、事務局から計画策定に関しまして、今後のスケジュール等について御説明いただきたいと思います。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。今後の予定について、御説明いただきました。

【部会長】

続きまして、「令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

どうもありがとうございました。ただいま、「令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」について御説明いただきました。ただいまの御説明に対しまして、何か御質問とか御意見はございますでしょうか。

【委員】

測定場所の中止についてお伺いします。手続き的には、例えば今回のように、一定期間問題がなかったから中止にしていよってというふうな形で進めるものなんでしょうか。環境監視なので、例えばその懸念されるような発生源がもうなくなったので、そこはもう監視しなくていいよねってことはあってもいいのかなと思うのですが、こう思いもよらない環境影響が出る可能性があるから継続的に監視していると思います。中止されるのは特に反対はしないのですが、言い方としてそれでいいのか少し疑問を感じますけども、そのあたりいかがでしょうか。

【事務局】

測定地点の選定に当たっては、まず水質の汚濁の状況でありますとか、先ほど御指摘いただいた発生源のこととか、そういったことも含めまして、測定地点を設定しております。また、水質の汚濁の状況により見直しというのも、その都度行っているところでございます。今回、測定地点の中止ということで、文化橋を中止することにつきましては、別の地点、西方潜水橋と岡川橋で測定ができるということで、そこで岡川の水質を常時監視していきたいというふうに考えております。鍋川橋については鍋川自体、類型指定がない小さな河川でございまして、その近くに、現在のところ、大きな負荷源となる事業場がなく、水質も安定しているというところもありまして、北島町の判断としましては中止する方向としているところです。また、今後、その環境とか周辺状況の変化がございましたら、それについてはまた常時監視が必要かどうかということを検討していく必要があると思っております。

【委員】

中止っていうのは廃止ではなくて、いったん休止っていう認識でも構わないわけですか。要するに必要な応じて再開できるという認識でいいですか。

【事務局】

必要な応じて見直しは行っていくこととなります。

【委員】

よくわかりました。ありがとうございました。

【部会長】

市町村の意見というか、そういうのですよね。

【事務局】

今回、鍋川橋につきましては北島町が実施しておりますので、北島町の実施案ということとさせていただいております。

【部会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

わかりました。一応、その環境監視の地点として設定された後に特に懸念事項がないということがわかって、それで今後もそういうことが短期的には見込まれないということなので、外しても大丈夫だろうと判断されたということですよ。そういうプロセスがあれば問題ないと思います。私が言いたかったのは、その一定期間問題がなかったら中止して良いというロジックが成り立ってしまうと、たくさん環境監視の地点が減っていくと思うんですよ。だからそういうプロセスじゃなくて、慎重に検討されたということであれば問題ないなと思って、そのあたりの確認をさせていただきたかったということでございます。以上です。

【部会長】

ありがとうございました。その他、何か御質問等ございませんか。

【部会長】

特に大きな問題はないようですので、これも当部会の方で報告をまとめる必要がございます。

「報告（案）」を事務局から提示させていただきます。

それでは、事務局で「報告（案）」を朗読してください。

【事務局】

（「報告（案）」朗読）

【部会長】

ありがとうございました。ただいま朗読していただきましたけれども、この「報告（案）」につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

【部会長】

特にないようですので、それでは本案を部会報告とすることによろしいでしょうか。

【部会長】

ありがとうございます。異議がないようですので、本案を部会報告とさせていただきます。

なお、私が徳島県環境審議会の会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定によりまして、当部会の決議を環境審議会の決議として知事に答申したいと思います。

よろしいでしょうか。

【部会長】

それではこれもちまして、本日の審議を終了したいと思います。議事の進行につきまして、ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局に戻します。

【事務局】

本仲会長ありがとうございました。

最後に危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長 久米から、お礼を申し上げます。

【久米統括監】

(挨拶)

【事務局】

以上もちまして、徳島県環境審議会第4回生活環境部会を閉会いたします。

ありがとうございました。